【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月19日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　三田 聖二
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所で行っています。）
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長ＣＦＯ　福田 尚久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長ＣＦＯ　福田 尚久
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【提出理由】

平成24年６月19日に開催した定時取締役会において、当社の取締役及び執行役員に対するインセンティブとして、下記のとおりストックオプションとしての新株予約権の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 銘柄

日本通信株式会社第16回新株予約権

(2) 発行数

40,000個

(3) 発行価格

無償

－

(4) 発行価額の総額

362,000,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

種類：当社普通株式

数：　40,000株（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株）

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に前記（5）に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、9,050円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(7) 新株予約権の割当日

平成24年７月10日

(8) 新株予約権の行使期間

平成24年７月10日から平成29年７月10日まで

（但し、行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる）

(9) 新株予約権の行使の条件

相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(12) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役３名及び当社執行役員３名の計６名に割り当てる。

(13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(14) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約において定めるものとする。

以 上